

厚生年金基金 加入員給与月額算定基礎届

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係員
------	-----	----	----	----	----

頁番号	1
-----	---

事業所↓厚生年金基金

届出コード	225	届書
事業所整理記号	(健) 429 (年) 品 T2SE	厚生年金基金番号 東基 0782
事業所番号	429	社会保険労務士記載欄

① 被保険者の氏名	堂本 敦美	② 生年月日	昭和42年08月30日	③ 種別	57	④ 従前の標準報酬月額	260	⑤ 適用年月	21年9月	⑥ 従前の改定月・原因	
⑦ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	4月31日	⑧ 金銭(通貨)によるものの額	265,000	⑨ 現物によるものの額	5,000	⑩ 合計	270,000	⑪ 平均額	270,000	⑫ 修正平均額	270,000
⑬ 加入員番号	56	⑭ 報酬標準給与月額	270,000	⑮ 加算適用区分		⑯ 基準給与月額	280	⑰ 備考	週及支払額昇(降)給差の月額		

A

支払基礎日数	4月31日	金銭(通貨)によるものの額	265,000	現物によるものの額	5,000	合計	270,000	総計	810,000	適用年月	21年9月	備考	
支払基礎日数	5月30日	金銭(通貨)によるものの額	265,000	現物によるものの額	5,000	合計	270,000	平均	270,000	修正平均			
支払基礎日数	6月31日	金銭(通貨)によるものの額	265,000	現物によるものの額	5,000	合計	270,000	健保の決定	280	厚年の決定	280	※	送付
加入員番号	96620	標給の決定	千円	標給の従前	千円	適用区分		基給の決定	千円	基給の従前	千円	摘要	

B

氏名	鈴木 光	生年月日	昭和41年09月18日	種別	56	従前の標準報酬月額	260	適用年月	21年9月	備考			
支払基礎日数	4月31日	金銭(通貨)によるものの額	287,000	現物によるものの額	7,000	合計	294,000	総計	907,000	適用年月	21年9月	備考	
支払基礎日数	5月30日	金銭(通貨)によるものの額	298,000	現物によるものの額	7,000	合計	305,000	平均	302,333	修正平均			
支払基礎日数	6月31日	金銭(通貨)によるものの額	301,000	現物によるものの額	7,000	合計	308,000	健保の決定	300	厚年の決定	300	※	送付
加入員番号	96621	標給の決定	千円	標給の従前	千円	適用区分		基給の決定	千円	基給の従前	千円	摘要	残業増

C
D

氏名		生年月日	昭和57年	種別	56	従前の標準報酬月額		適用年月	21年9月	備考			
支払基礎日数	4月31日	金銭(通貨)によるものの額		現物によるものの額		合計		総計		適用年月	21年9月	備考	
支払基礎日数	5月30日	金銭(通貨)によるものの額		現物によるものの額		合計		平均		修正平均			
支払基礎日数	6月31日	金銭(通貨)によるものの額		現物によるものの額		合計		健保の決定		厚年の決定		※	送付
加入員番号		標給の決定	千円	標給の従前	千円	適用区分		基給の決定	千円	基給の従前	千円	摘要	

氏名		生年月日	昭和57年	種別	56	従前の標準報酬月額		適用年月	21年9月	備考			
支払基礎日数	4月31日	金銭(通貨)によるものの額		現物によるものの額		合計		総計		適用年月	21年9月	備考	
支払基礎日数	5月30日	金銭(通貨)によるものの額		現物によるものの額		合計		平均		修正平均			
支払基礎日数	6月31日	金銭(通貨)によるものの額		現物によるものの額		合計		健保の決定		厚年の決定		※	送付
加入員番号		標給の決定	千円	標給の従前	千円	適用区分		基給の決定	千円	基給の従前	千円	摘要	

事業所	〒141-0031	平成 21年 7月 5日 提出
所在地	東京都品川区西五反田2-28-5 第2ビル	
名称	株式会社 ホウドウ	
事業主氏名	代表取締役 報道 厚夫	
電話	03 (5496) 局 3322	
社保委員等の検印		受付日付印

※印欄は、記入しないでください。

E

< 加入員給与月額算定基礎届 >

算定基礎届とは

加入員（被保険者）が実際に受ける報酬と、すでに決定されている標準報酬がかけ離れないように毎年 1 回、原則として 7 月 1 日現在の加入員（被保険者）全員について、4 月・5 月・6 月に受けた報酬をもとにその年の 9 月以降の標準報酬を決定します。

この決定を「定時決定」といい、定時決定を行うために保険者等（健康保険・基金・年金事務所）に提出する届書を「算定基礎届」といいます。

記入上の注意点

- A 整理番号順に記入してください。
- B 基金の加入員番号を記入してください。
- C 備考欄には、「算定基礎届・月額変更届の記載の手引き」に掲載されている所定の事項を記入してください。
- D 平均額に 1 円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額を記入してください。
- E 届書が複数あるときは、2 部目以降は事業主印が省略できます。健康保険分、基金分、年金事務所分の各届の 1 枚目に押印してあれば結構です。

記入の方法

毎年 6 月に配布されます「算定基礎届・月額変更届の記載の手引き」を参照してください。